

岐阜県公報

第二千三百七十二号
平成二十四年八月二十一日

(火曜日)

目次

告示

クリーニング師の研修の指定

(生活衛生課) 五六三

クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定

(同) 五六四

森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表

(森林整備課) 五六四

道路の区域変更

(道路維持課) 五六五

道路の供用開始

(同) 五六五

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 五六六

行政手続法による聴聞の実施

(建築指導課) 五六七

告示

岐阜県告示第三百八十号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修として、次のとおり指定します。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類

クリーニング師が出席して受講する研修

三 研修の科目及び時間数

1 衛生法規及び公衆衛生 一時間

2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間(ただし、継続受講者は、四十分)

3 洗濯物の処理 一時間(ただし、継続受講者は、四十分)

4 繊維及び繊維製品 一時間(ただし、継続受講者は、四十分)

四 研修の開催年月日、会場の名称及び所在地

1 平成二十四年十一月九日(金)

飛騨総合庁舎

高山市上岡本町七 四六八

2 平成二十四年十一月十六日(金)

中濃総合庁舎

- 3 美濃市生櫛一六二二二
平成二十四年十一月三十日(金)
東濃西部総合庁舎
多治見市上野町五 六八一
- 4 平成二十四年十二月十六日(日)
ふれあい福寿会館(岐阜県民ふれあい会館)
岐阜市数田南五 一四 五三
- 五 研修受講料
五千元

岐阜県告示第百八十一号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定します。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の種類
通信制で行う講習
- 三 受講申込手続及び受付期間
1 受講申込手続
受付方法 郵送又はファクシミリ
申込先 岐阜市数田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階
財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局
ファクシミリ番号 ○五八 二七四 八〇一一
- 2 受付期間
受付開始年月日 平成二十五年一月十日(木)
受付締切年月日 平成二十五年一月三十一日(木)

- 四 レポート提出締切年月日 平成二十五年二月二十八日(木)
講習会の科目及びレポート課題
1 衛生法規及び公衆衛生
2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
3 洗濯物の処理
4 繊維及び繊維製品
- 五 受講対象者
へき地に居住する者、身体障がい者その他知事が認めた者
- 六 講習受講料
四千五百円

岐阜県告示第百八十二号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 区域及び期間
1 区域
岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円
- 2 期間
平成二十四年十月一日から一年間
- 二 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしよとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し立てることができる。

岐阜県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	上白金線 真砂線	岐阜市芥見大退二丁目六番一地从先から 同 市芥見町屋二丁目四番一地从先まで	別前後	ル(メートル) 一七・九 三三・一	ル(メートル) 一、〇六二・〇 一、〇六二・〇	
			後	二・八 三三・六	一、〇六二・〇	

岐阜県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	岐阜原線 関ヶ原線	揖斐郡大野町大字本庄字 中新田官公有無番地先 (五九一番三)から 安八郡神戸町大字文六道 字手起九四一番二地从先まで	別前後	ル(メートル) 三〇・五 三三・〇	ル(メートル) 五五・〇 五五・〇	
			後	二・三 三三・〇	五五・〇	

岐阜県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
			ル(メートル) 三三・〇		決定(区域)又は告示年月日 ほ(か)

県道	上白金線 真砂線	岐阜市芥見大退二丁目六番一 地先から 同 市芥見町屋一丁目四一 番 一 地 先 ま で	1,002.0	平成 24.8.31	平成 24.8.31
----	-------------	---	---------	---------------	---------------

岐阜県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	岐阜小倉 公園自転車 道線	岐阜市芥見町屋一丁目官公有 無番地先（一番地）から 同 市芥見大退二丁目官公有 無番地先（四四番地）まで	延長 （メートル） 1,245	供用開始 の 期 日 平成 24.8.31	備考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか） 平成 24.8.31
-------	---------------------	---	-----------------------	--------------------------------------	--

岐阜県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	岐阜線 関ヶ原線	揖斐郡大野町大字本庄字中新 田官公有無番地先（五九一番 三）から 安八郡神戸町大字文六道字手 起九四一番二地先まで	延長 （メートル） 550	供用開始 の 期 日 平成 24.8.31	備考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか） 平成 24.8.31
-------	-------------	---	---------------------	--------------------------------------	--

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十四年八月二十一日から四週間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年八月九日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社しまむら

三 建物の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら北一色店

岐阜市北一色六丁目二〇番七 外

四 大規模小売店舗の新設日
平成二十五年四月一日

五 店舗面積

一、一〇九平方メートル

六 駐車場の収容台数

四六台

七 荷さばき施設の面積

二五平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十四年八月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年八月十日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー 菓南店

瑞穂市田之上字倉町三三七番一 外

四 大規模小売店舗の新設日
平成二十五年四月二十五日

五 店舗面積

一、九八〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

八二台

七 荷さばき施設の面積

六五平方メートル

行政手続法による聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により公開の聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日 時 平成二十四年九月四日 午後二時

二 場 所 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県議会東棟三階 執行部控室

三 被聴聞者

(一) 名 称 有限会社ノウヒイデア

(二) 代表者氏名 代表取締役 小池 淑夫

(三) 主たる事務 美濃加茂市本郷町二丁目一〇番二七号

所の所在地

(四) 免許証番号 岐阜県知事(八)第二五四六号

(五) 免許年月日 平成十九年十二月二十四日

平成二十四年八月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社